

一般財団法人 国際臨海開発研究センター 定款

制定 平成24年 4月 1日
変更 平成25年 7月 1日
変更 平成26年10月23日
変更 平成28年 6月 7日
変更 平成29年 5月30日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人国際臨海開発研究センター（以下「センター」という。）
（英文名 The Overseas Coastal Area Development Institute of Japan 略称OC
DI）という。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都千代田区におく。
2 センターは、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、我が国が臨海開発に関し優れた技術・知見・経験を有すること、及び我が国経済社会の国際化の進展に鑑み、世界の臨海開発及び国際物流に関する調査研究、国際協力、国際交流を行うことにより、世界の臨海開発の促進及び国際物流の円滑化並びに我が国の持つ優れた技術・知見・経験の諸外国への普及を図り、もって我が国と諸外国との相互理解及び経済協力の促進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) プロジェクト調査研究事業

- ① 世界の臨海開発及び国際物流に関する調査研究を行うこと。
- ② 海外における臨海開発及び物流に関する協力プロジェクトを行うこと。

(2) 国際協力支援事業

- ① 臨海開発及び物流に関する我が国の技術の諸外国に対する技術移転を行うこと。
- ② 世界の臨海開発及び国際物流に関する情報の収集、分析を行うこと。

(3) 国際交流・広報事業

- ① 臨海開発及び物流に係る海外の研究者及び専門家との国際交流を推進すること

と。

② 世界の臨海開発及び国際物流に関する研究会、講演会等の開催及び出版物の刊行を行うこと。

③ 内外の研究機関と世界の臨海開発及び国際物流に関する共同研究を行うこと。

(4) その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項に掲げる事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(機関の設置)

第5条 センターは、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第6条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基本財産)

第7条 センターの目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会が定めたものは、センターの基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第8条 センターの事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。
- (1) 監査報告

（剰余金）

第10条 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

（評議員）

第11条 センターに評議員6名以上12名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員は、この法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることはできない。

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了までに退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属資料の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第19条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選とする。

(決 議)

第20条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者数の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順

に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該提案について決議に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した評議員及び理事のうち、議長及び評議員会において選任された2名以上の議事録署名人は議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を理事長とし、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長、理事長、専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

4 第2項の会長、理事長、専務理事のほか、必要に応じ、業務執行理事を置くことができる。業務執行理事は、2名以内とする。

5 前項の業務執行理事をもって、一般法人法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 理事長は、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 専務理事は、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
- (3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第32条 センターは、一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 理事は、前項に関する議案(理事の責任の免除に限る。)を理事会に提出するときは、監事全員の同意を得なければならない。

(兼職の禁止)

第33条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

(招集等)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日に理事会を開催する旨の招集の通知がなされない場合において、その請求した理事が招集したとき。
 - (4) 一般法人法第197条において準用する同法第101条第2項の規定に基づいて監事が招集したとき。

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び同項第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

第38条 議長は、会長とする。ただし、第36条第3項第3号若しくは第4号後段の規定により臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選による。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べたときを除く。)は、当該案件を可決する旨の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問

(顧問)

- 第43条 センターに顧問5名以内を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の議決を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、センターの重要な事項に関し、会長の諮問に応じ相談に応じる。
 - 4 顧問は、無報酬とする。
 - 5 顧問の任期は、2年以内の必要な期間とし、その期限を明示するものとする。

第9章 専門委員会

- 第44条 理事長は、センターの事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第10章 国際港湾政策研究所

- 第45条 センターに国際港湾政策研究所を置く。
- 2 国際港湾政策研究所は、世界の港湾政策に関する調査研究、海外の研究者との国際交流の推進等を行う。
 - 3 国際港湾政策研究所長は、会長の指名する役職員をあてる。

第11章 国際港湾運営研究所

- 第46条 センターに国際港湾運営研究所を置く。
- 2 国際港湾運営研究所は、世界の港湾運営に関する調査研究、本邦企業の国際港湾運営に資する協力プロジェクト等を行う。
 - 3 国際港湾運営研究所長は、会長の指名する役職員をあてる。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

(合併等)

- 第48条 センターは、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 センターは、基本財産の滅失によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第50条 センターが清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 事務局

(事務局)

第52条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第53条 センターは、その主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

(1) 定款

(2) 財産目録

(3) 評議員、役員の名簿

(4) 役員等報酬規程

(5) 事業計画書及び収支予算書

(6) 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び付属明細書

(7) 監査報告

(8) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の書類及び帳簿等の閲覧については、法令の定めに従い、閲覧等の情報公開を行うものとする。

第15章 補則

(実施細則)

- 第54条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

阿南惟茂 岡田光彦 東 俊夫 尾田俊雄 來生 新 前田 博 森杉壽芳

監事

矢嶋正昭 吉田由治

- 4 センターの最初の代表理事は、阿南惟茂 岡田光彦、業務執行理事は、東俊夫とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
池田龍彦 大谷幸伸 片桐正彦 川嶋康宏 日下部 治 鈴木行雄 玉置和宏
外園賢治 松岡和久